第一条中第七十三項を第八十三項とし、第七十二項を第八十二項とし、第七十一項を第八十項とし、同項の次に次の一項を加える。

81　法別表第一の六十七の二の項の総務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に係る事実についての審査とする。

第一条第七十項中第三号を第八号とし、第二号を第七号とし、同項第一号中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」を削り、同号を同項第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の六第一項の求職の申込みの受理に係る事実についての審査

二　職業安定法第五条の六第二項の試問及び技能の検査に係る事実についての審査

三　職業安定法第十九条の公共職業訓練のあっせんに係る事実についての審査

四　職業安定法第二十三条の適性検査に係る事実についての審査

五　前各号に掲げるもののほか、職業安定法第五条第三号の職業紹介又は同条第五号の職業指導に係る事実についての審査

第一条中第七十項を第七十九項とし、第六十九項を第七十八項とし、第六十八項を第七十七項とし、同条第六十七項第二号中「申出若しくは届出の受理」を「請求等（請求、申請、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理」に、「その申出若しくは届出に係る事実」を「その請求等に係る事実」に改め、同項第六号中「社会復帰促進等事業のうち」の下に「障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金若しくは」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第三項の傷病補償年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金の支給の決定に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第一条中第六十七項を第七十六項とし、第五十一項から第六十六項までを九項ずつ繰り下げ、同条第五十項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による加入者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項の特例退職加入者を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

第一条第五十項に次の一号を加える。

六　私立学校教職員共済法第二十六条第一項の福祉事業（同項第二号から第四号までに掲げるものを除く。）若しくは同条第二項の福祉事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第一条中第五十項を第五十九項とし、第四十九項を第五十三項とし、同項の次に次の五項を加える。

54　法別表第一の四十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の四第一項の譲渡割の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　地方税法附則第九条の四第一項の譲渡割の賦課徴収に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

55　法別表第一の四十七の三の項の総務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第五条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

56　法別表第一の四十七の四の項の総務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

57　法別表第一の四十七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第一項の返還の期限又は返還の方法の決定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の返還の期限の猶予又は同条第三項の返還の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資金の回収に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　学資金の貸与を受けた者又は当該学資金の貸与を受けた者の保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

58　法別表第一の四十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

第一条中第四十八項を第五十二項とし、第四十七項を第五十一項とし、第四十六項を第四十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

50　法別表第一の四十四の二の項の総務省令で定める事務は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

第一条中第四十五項を第四十八項とし、第四十四項を第四十七項とし、第四十三項を第四十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

45　法別表第一の四十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。以下この項において同じ。）の調査決定、納入の告知、資金徴収簿の登記その他の国税等の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　国税収納金整理資金に関する法律による国税等の収納金の領収、収納金の払込みその他の国税等の収納に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　国税収納金整理資金に関する法律による国税等の支払の決定、支払命令、資金支払簿の登記その他の国税等の債権者への支払に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

46　法別表第一の四十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による組合員（同法附則第十二条第三項の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答